

資料 3

2022年3月24日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要	3
・スルホキサフロル（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	5
・トリフルミゾール（適用拡大申請）	14
・1-ナフタレン酢酸（適用拡大申請）	19
・フロメトキン（適用拡大申請）	21
・ベンチアバリカルブイソプロピル（適用拡大申請）	24
・エトキサゾール（適用拡大申請）	27
・スピノサド（追加資料提出に基づく基準値の改正）	33
・ペルメトリン（適用拡大申請）	42
・安息香酸（対象外物質として設定）	（4ページ目に記載）

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
スルホキサフロ ル（農薬/殺虫剤） （別紙1）	適用拡大 申請、畜 産物への 基準値設 定及びイ ンポート トレラン ス申請	農薬：ばれ いしょ、や まのいも 等	ADI:0.042 mg/kg 体重/ 日 ARfD: 0.25 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 18.1% 幼小児（1～6歳） 37.8% 妊婦 16.9% 高齢者（65歳以上） 20.4% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
トリフルミゾー ル（農薬/殺菌 剤） （別紙2）	適用拡大 申請	農薬：りん ご、なし等	ADI:0.015 mg/kg 体重/ 日 ARfD:0.25 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 14.6% 幼小児（1～6歳） 31.3% 妊婦 13.0% 高齢者（65歳以上） 16.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
1-ナフタレン酢 酸（農薬/植物成 長調整剤） （別紙3）	適用拡大 申請	農薬：温州 みかん、か んきつ等	ADI:0.15 mg/kg 体重/ 日（1-ナフタレン酢酸 ナトリウムとして） ARfD:0.15 mg/kg 体重 （1-ナフタレン酢酸ナ トリウムとして）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 2.5% 幼小児（1～6歳） 8.7% 妊婦 2.1% 高齢者（65歳以上） 3.1% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フロメトキン（農 薬/殺虫剤） （別紙4）	適用拡大 申請	農薬：かん きつ、マン ゴー等	ADI:0.008 mg/kg 体重/ 日 ARfD:0.044 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 29.0% 幼小児（1～6歳） 42.4% 妊婦 21.0% 高齢者（65歳以上） 38.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ベンチアバリカ ルブイソプロピ ル（農薬/殺菌剤） （別紙5）	適用拡大 申請	農薬：きゅ うり、トマ ト等	ADI:0.069 mg/kg 体重/ 日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 9.7% 幼小児（1～6歳） 18.0% 妊婦 9.9% 高齢者（65歳以上） 10.6%
エトキサゾール （農薬及び動物 用医薬品/殺虫 剤） （別紙6）	適用拡大 申請	農薬：みか ん、かんき つ等 動物用医 薬品：牛、 鶏	ADI:0.04 mg/kg 体重/ 日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 25.9% 幼小児（1～6歳） 36.8% 妊婦 19.7% 高齢者（65歳以上） 35.8%

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
スピノサド（農薬/殺虫剤、動物用医薬品/外部寄生虫駆除剤） （別紙 7）	追加資料提出に基づく基準値の改正	農薬：稲、いちじく等 動物用医薬品：鶏	ADI:0.024 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 26.6% 幼小児（1～6歳） 58.1% 妊婦 26.5% 高齢者（65歳以上） 25.9%
ペルメトリン（農薬及び動物用医薬品/殺虫剤） （別紙 8）	適用拡大申請	農薬：なし、もも等 動物用医薬品：牛、豚、鶏	ADI:0.05 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 20.0% 幼小児（1～6歳） 45.1% 妊婦 19.9% 高齢者（65歳以上） 21.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
安息香酸	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして設定	飼料添加物	飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らか	

(別紙1)

農薬名 スルホキサフロル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	1	○	1.5		
小麦	0.4	0.2	申	0.2		0.02~0.19(n=6)
大麦	0.6	0.6		0.6		
とうもろこし	0.01		申	0.01		
その他の穀類	0.2	0.2		0.2		
大豆	2	0.3	申	0.3		0.22~0.56(n=6)
小豆類	0.3		申	0.3		
そら豆	0.2	0.2			0.20 米国	【米国Dry bean(0.023~0.112(#) (n=6)参照】
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【米国内んじん(<0.01~0.032(#) (n=12)参照】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03		0.03		
かんしょ	0.05	0.05		0.03	0.05 米国	【米国内んじん参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【米国内んじん参照】
こんにゃくいも	0.03			0.03		
その他のいも類	0.03	0.03		0.03		
てんさい	0.05	0.05	○	0.03	0.05 米国	【米国内んじん参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○	0.03		0.01,0.05(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○	6		0.84,4.86(¥)
かぶ類の根	0.05	0.05		0.03	0.05 米国	【米国内んじん参照】
かぶ類の葉	6	6		6		
西洋わさび	0.03	0.03		0.03		
クレソン	6	6		6		
はくさい	6	6	○	6		
キャベツ	2	2	○	0.4	2 米国	【米国ブロッコリー(<0.01~ 1.600(#)
芽キャベツ	2	2			2 米国	【米国ブロッコリー参照】
ケール	6	6	○	6		
こまつな	6	6	○	6		
きょうな	6	6	○	6		
チンゲンサイ	6	6	○	6		
カリフラワー	0.08	0.08		0.04	0.08 米国	【<0.01~0.07(#)(n=10)(米国)】
ブロッコリー	3	3	○	3		
その他のあぶらな科野菜	6	6	○	6		
ごぼう	0.03	0.03	○	0.03		
サルシフィー	0.03	0.03		0.03		
アーティチョーク	0.7		IT		0.7 米国	【0.149~0.293(n=4)(米国)】
チコリ	6	6		6		
エンダイブ	6	6		6		
しゅんぎく	6			6		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	6	○	6		2.28,3.88(サラダ菜), 3.51,3.98(リーフレタス)
その他のきく科野菜	6	6	○	6		
たまねぎ	0.01	0.01		0.01		
にんにく	0.01	0.01		0.01		
その他のゆり科野菜	6	0.7		6		
にんじん	0.05	0.05		0.05	0.05 米国	【米国内んじん参照】
パースニップ	0.03	0.03		0.03		
パセリ	6	6			6 米国	【米国ほうれんそう(0.043~ 3.256(#)(n=8)参照】
セロリ	2	2		1.5		
みつば	6			6		
その他のせり科野菜	0.03	0.03		0.03		

農薬名 スルホキサフロル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	1.5		
ピーマン	2	2	○	1.5		
なす	2	2	○	1.5		
その他のなす科野菜	6	6		6		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.25,0.28(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろりり	0.5			0.5		
すいか						
すいか(果皮を含む。)	0.5		申	0.5		
メロン類果実						
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6		申	0.5		0.12~0.24(n=5)
まくわうり						
まくわうり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	6	6		6		
ほうれんそう	20	6	申	6		3.86~7.72(n=6)
オクラ	2	2		1.5		
未成熟えんどう	4	4				
未成熟いんげん	4	4			4.0 米国	【米国Green bean (whole pod)参照】※1 【米国Green bean (whole pod)(0.033~2.248(#)(n=6))参照】
えだまめ	3		申			0.06,0.38,1.04
しいたけ	2	2		2		
その他のきのこ類	2	2		2		
その他の野菜	6	6		6		
みかん		0.2				
みかん(外果皮を含む。)	2		○	0.8		0.49,0.93(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○	0.15		0.62,0.89(¥)
レモン	2	2	○	0.4		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.8		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.15		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○	0.4		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.8		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.7	0.7	○	0.3		0.12,0.28(¥)
日本なし	1	1	○	0.3		0.48,0.49(¥)
西洋なし	1	1	○	0.3		(日本なし参照)
マルメロ	0.3	0.3		0.3		
びわ						
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3			0.3		
もも						
もも(果皮及び種子を含む。)	2		申	0.4		0.22~0.72(n=4)
ネクタリン	3	3	○	0.4	3 米国	【米国おうとう(0.38~1.3671(#)(n=14)参照】
あんず(アプリコットを含む。)	3	3		0.4	3 米国	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	3	3	○	0.5	3 米国	【米国おうとう参照】
うめ	3		申	0.4		0.18,0.48,1.24
おうとう(チェリーを含む。)	5	3	申	1.5	3 米国	1.10,1.58(¥)
いちご	4	0.5	申	0.5		0.92,1.08,1.96
ラズベリー	2		IT		1.5 米国	【米国ケインベリー(0.266~0.778(n=7)参照】
ブラックベリー	2		IT		1.5 米国	【米国ケインベリー参照】
ブルーベリー	2	0.7	IT		2 米国	【米国ブッシュベリー(0.184~1.39(n=12)参照】
クランベリー	2	0.7	IT		2 米国	【米国ブッシュベリー参照】
ハuckleベリー	2		IT		2 米国	【米国ブッシュベリー参照】
その他のベリー類果実	2		IT		2 米国	【米国ブッシュベリー参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぶどう	4	2	申	2		0.99,1.19,1.41
かき	0.7		申	0.3		0.14~0.31(n=6)
バナナ	0.5		IT		0.5 台湾	【台湾マンゴー参照】
キウイー	4		申			0.75,1.22,1.41
キウイー(果皮を含む。)	4		申			【台湾マンゴー参照】
パパイヤ	0.5		IT	0.5	台湾	【台湾マンゴー参照】
アボカド	0.5		IT	0.5	台湾	【台湾マンゴー参照】
パイナップル	0.1		IT	0.1	米国	【0.012~0.059(n=8)(米国)】
マンゴー	0.5		IT	0.5	台湾	【0.126,0.170,0.212(#)(n=3)(台湾)】※2
その他の果実	2	2		1.5		
綿実	0.4	0.4		0.4		
なたね	0.4	0.4		0.15	0.40 米国	【<0.01~0.224(#)(n=19)(米国)】
ぎんなん	0.03			0.03		
くり	0.03	0.02		0.03		
ペカン	0.03	0.02		0.03		
アーモンド	0.03	0.02		0.03		
くるみ	0.03	0.02		0.03		
その他のナッツ類	0.03	0.02		0.03		
カカオ豆	0.05		IT		0.05 米国	【<0.01~0.024(n=6)(米国)】
その他のスパイス	10	10	○	0.4		3.10,3.38(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	15	6	申	6		8.44,8.78(¥)(しそ(葉))
牛の筋肉	0.4	0.3		0.4		
豚の筋肉	0.4	0.3		0.4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4	0.3		0.4		
牛の脂肪	0.2	0.1	申	0.2		
豚の脂肪	0.2	0.1	申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.1	申	0.2		
牛の肝臓	1	0.6		1		
豚の肝臓	1	0.6		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	0.6		1		
牛の腎臓	1	0.6		1		
豚の腎臓	1	0.6		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.6		1		
牛の食用部分	1	0.6		1		
豚の食用部分	1	0.6		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.6		1		
乳	0.3	0.2		0.3		
鶏の筋肉	0.7	0.1	申	0.7		
その他の家きんの筋肉	0.7	0.1	申	0.7		
鶏の脂肪	0.05	0.03	申	0.03		推:0.049
その他の家きんの脂肪	0.05	0.03	申	0.03		(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの肝臓	0.3	0.3		0.3		
鶏の腎臓	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの腎臓	0.3	0.3		0.3		
鶏の食用部分	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの食用部分	0.3	0.3		0.3		

農薬名 スルホキサフロル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの卵	0.1	0.1		0.1		
精米				1		※3
とうがらし(乾燥させたもの)				15		※3
干しぶどう				6		※3

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

斜線: ※3のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

推: 推定される残留濃度であることを示す

※1) 未成熟えんどうは、米国基準は設定されていないが、米国Green bean (whole pod)の作物残留試験成績より基準値を設定している。

※2) マンゴーについては、プロポーショナルリティ(proportionality)の原則に基づき、処理量の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、240 g/Lフロアブル、0.168 kg ai/ha散布を基に換算した。換算係数は、圃場A:4.20、圃場B:4.63及び圃場C:4.54を使用した。

※3) 加工食品である「精米」「とうがらし(乾燥させたもの)」「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは精米、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ0.7、10及び3.5と算出している。

答申（案）

スルホキサフロル

今回基準値を設定するスルホキサフロルとは、各異性体の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.4
大麦	0.6
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
大豆	2
小豆類 ^{注2)}	0.3
そら豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.03
その他のいも類 ^{注3)}	0.03
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	6
西洋わさび	0.03
クレソン	6
はくさい	6
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	6
こまつな	6
きょうな	6
チンゲンサイ	6
カリフラワー	0.08
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	6
ごぼう	0.03
サルシフィー	0.03
アーティチョーク	0.7
チコリ	6
エンダイブ	6
しゅんぎく	6
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜 ^{注5)}	6
たまねぎ	0.01
にんにく	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	6
にんじん	0.05
パースニップ	0.03
パセリ	6
セロリ	2
みつば	6
その他のせり科野菜 ^{注7)}	0.03
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注8)}	6
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
すいか (果皮を含む。)	0.5
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.6
まくわうり (果皮を含む。)	0.5
その他のうり科野菜 ^{注9)}	6
ほうれんそう	20
オクラ	2
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	4
えだまめ	3
しいたけ	2
その他のきのこ類 ^{注10)}	2
その他の野菜 ^{注11)}	6
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	2
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.3
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	4
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
ブルーベリー	2
クランベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注13)}	2
ぶどう	4
かき	0.7
バナナ	0.5
キウイー（果皮を含む。）	4
パパイヤ	0.5
アボカド	0.5
パイナップル	0.1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注14)}	2
綿実	0.4
なたね	0.4
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.03
カカオ豆	0.05
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	15
牛の筋肉	0.4
豚の筋肉	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.4
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注19)}	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.3
鶏の筋肉	0.7
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.7
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注10) 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注20) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙2)

農薬名 トリフルミゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05※1
小麦	0.7	0.7	○			0.23,0.29(＃)(＼)
大麦	0.7	0.7	○			0.08,0.22(＃)(＼)
ライ麦	0.7	0.7	○			(小麦参照)
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.11,<0.11(＃)(＼)
その他の穀類	0.7	0.7	○			(小麦参照)
かんしょ	0.03		申			<0.03 (n=6)
こんにゃくいも	1	1	○			0.05,0.34(＃)(＼)
ごぼう	0.3	0.3	○			<0.10,<0.10(＼)
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			0.143,0.162(＼)(ふきのとう)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03(＼)
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.5	○			<0.11(n=4)(葉ねぎ、根深ねぎ)
にんにく	0.3	0.3	○			<0.09,<0.09(＼)
にら	3	3	○			0.26,1.12(＼)
アスパラガス	0.5	0.5	○			<0.11,<0.11(＼)
その他のゆり科野菜	2	2	○			0.22,0.80(＼)(食用ゆり)
にんじん	0.5	0.5	○			0.11,0.13(＼)
パセリ	1	1	○			0.16,0.39(＼)
セロリ	15	15	○			5.50,7.30(＼)
トマト	2	2	○			0.20,0.40,0.789(トマト)
ピーマン	3	3	○			0.113,1.234(＼)
なす	0.8	1	○			0.05,0.10,0.32
その他のなす科野菜	1	1	○			0.35,0.40(＼)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.10,0.28(＼)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.12,0.12(＼)(ズッキーニ)
しろりり	0.3	0.3	○			<0.10,<0.10(＃)(＼)(とうがん)
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	0.2		○			0.03,0.05,0.06
メロン類果実		0.3	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	1		○			0.31,0.33,0.33
その他のうり科野菜	1	1	○			0.11,0.40(＼)(いがり)
オクラ	0.5	0.5	○			0.13,0.15,0.19
しょうが	0.5	0.5	○			<0.09,0.17(＼)(葉しょうが)
未成熟えんどう	5	5	○			0.618,0.963,2.24(さやえんどう)
りんご	0.7	0.7	○			0.18,0.241(＃)(＼)
日本なし	1	1	○			0.31,0.32(＃)(＼)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
マルメロ	2	2	○			0.22,0.73(＼)
もも		0.7	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	9		○			1.44~4.31(n=4)
すもも(ブルーンを含む。)	1	1	○			0.26,0.40(＼)
うめ	1	1	○			0.11,0.45(＃)(＼)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	4		※2
いちご	0.8	1	○			0.14~0.38 (n=4)
ぶどう	2	2	○	3		0.280~0.824 (n=4)
かき	1	1	○			0.31,0.42(＃)(＼)
パパイヤ	1	1		2		※2
パイナップル	2	2				※3
マンゴー	0.7	0.7	○			<0.3,<0.3(＼)
その他の果実	1	1	○			0.35,0.46(＼)(いちじく)
茶	15	15	○			3.46,9.72(＼)(製茶)

農薬名 トリフルミゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ホップ	8	8		30		【1.4～3.5(#)(n=4)(米国)】※4
その他のハーブ	0.5	0.5	○			<0.11,<0.11(#)(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.03	0.03				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.03	0.03				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03				【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.03	0.03		0.03		
豚の脂肪	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03		0.03		
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.02	0.02				推:<0.012 (鶏の筋肉参照)
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02				
鶏の脂肪	0.02	0.02				推:<0.012 (鶏の脂肪参照)
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02				
鶏の肝臓	0.02	0.05*				推:0.021 (鶏の肝臓参照)
その他の家さんの肝臓	0.02	0.05*				
鶏の腎臓	0.02	0.05*				推:0.015 (鶏の腎臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.02	0.05*				
鶏の食用部分	0.02	0.05*				(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.02	0.05*				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02				推:<0.012 (鶏の卵参照)
その他の家さんの卵	0.02	0.02				
魚介類	0.3	0.3				推:0.235

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1)種子粉衣の使用のため、ほとんど残留しないと考えられることから、基準値設定に当たっては、定量限界値を基準値とした。

※2)おとう及びパパイアは国際基準を引用しているが、規制対象の差(国際基準の規制対象はFA-1-1として分析される残留物を親化合物換算したもの、国内の規制対象は親化合物とFM-6-1を親化合物換算したもの)を勘案するために、植物代謝試験データより各作物の換算係数を算出した。おとう及びパパイアについては係数0.66を国際基準に乗じて基準値を設定した。

※3)パイナップルについては、検出実績があったことからポジティブリスト制度導入前に設定されていた本基準を据え置いている。

※4)ホップについては、国際基準は30ppmであるが、同じ作物残留試験において日本の規制対象に適合したデータが取得されたため、そのデータを用いて基準値を設定した。

*「鶏の肝臓」「その他の家さんの肝臓」「鶏の腎臓」「その他の家さんの腎臓」「鶏の食用部分」及び「その他の家さんの食用部分」の基準値については、推定残留濃度の他にEUの定量限界値(0.05ppm)も考慮して設定していたが、EUの定量限界値が0.01ppmとなったため、推定残留濃度より基準値を設定している。

答申（案）

トリフルミゾール

今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはトリフルミゾール、代謝物FA-1-1【4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものと及び塩基性条件下で代謝物FA-1-1に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはトリフルミゾールをいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
小麦	0.7
大麦	0.7
ライ麦	0.7
とうもろこし	0.5
その他の穀類 ^{注1)}	0.7
かんしょ	0.03
こんにゃくいも	1
ごぼう	0.3
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
にんにく	0.3
にら	3
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	2
にんじん	0.5
パセリ	1
セロリ	15
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.8
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1
オクラ	0.5
しょうが	0.5
未成熟えんどう	5
りんご	0.7

食品名	残留基準値 ppm
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	2
もも（果皮及び種子を含む。）	9
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	0.8
ぶどう	2
かき	1
パパイヤ	1
パイナップル	2
マンゴー	0.7
その他の果実 ^{注6)}	1
茶	15
ホップ	8
その他のハーブ ^{注7)}	0.5
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注9)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.3

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 1-ナフタレン酢酸

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03	0.03	○			<0.008,<0.008(¥)
メロン類果実	0.02	0.2				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.02		○			<0.01,<0.01,0.01
みかん	0.02	0.5				
みかん(外果皮を含む。)	4		○			0.81~1.65(n=4)
なつみかんの果実全体	4	5	○			0.214~1.84(#)(n=4)
レモン	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.15(#)(¥)(すだち)、1.76(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○			0.028(#),0.144(#)(¥)
日本なし	0.3	0.3	○			0.045(#),0.066(#)(¥)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.3	0.3				(日本なし参照)
おうとう(チェリーを含む。)	0.1	0.1				※
マンゴー	0.02		申			<0.008,<0.01,0.01
その他の果実	0.1	0.1	○			※
その他のスパイス	30	20	○			3.02~12.7(n=4)(みかん果皮)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

1-ナフタレン酢酸

今回基準値を設定する1-ナフタレン酢酸とは、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）をいう。

食品名	残留基準値 ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02
みかん（外果皮を含む。）	4
なつみかんの果実全体	4
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	5
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.1
マンゴー	0.02
その他の果実 ^{注2)}	0.1
その他のスパイス ^{注3)}	30

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙4)

農薬名 フロメキン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			1.17,1.56(¥)
はくさい	2	2	○			0.08,0.54(¥)
キャベツ	0.5	0.5	○			0.08,0.20(¥)
カリフラワー	6	6	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	6	6	○			0.18~2.48(n=4)
その他のさく科野菜	40		申			10.1,25.1(¥)(さく(葉))
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.19,0.44(¥)
にんにく	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
にら	6	6	○			1.34,2.31,2.44
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.16,0.28(¥)
わけぎ	2	2	○			0.42,0.71(¥)
トマト	2	2	○			0.21~0.96(n=4)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.66,0.94(¥)
なす	1	1	○			0.16,0.32(¥)
その他のなす科野菜	5		申			1.44,1.90(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3		申			0.03~0.10(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.12,0.23(¥)
ほうれんそう	2	2	○			0.16,0.84(¥)
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.07, 0.23(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.14,0.36(¥)
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	2	2	○			0.67,0.96(¥)
マンゴー	0.5	0.5	○			0.05,0.15(¥)
茶	5	5	○			0.19,2.46(¥)(荒茶)
その他のスパイス	3	3	○			0.44,1.26(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	25	2	○・申			13.6,16.0(¥)(しそ)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

フロメトキン

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
はくさい	2
キャベツ	0.5
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のきく科野菜 ^{注1)}	40
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.05
にら	6
アスパラガス	0.7
わけぎ	2
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.7
ほうれんそう	2
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	1
いちご	2
マンゴー	0.5
茶	5
その他のスパイス ^{注4)}	3
その他のハーブ ^{注5)}	25

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(別紙5)

農薬名 ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.005~0.007(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
はくさい	2	2	○			0.026,0.595(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ブロッコリー	1	1	○			0.29,0.38(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○			1.66,5.00(リーフレタス) 3.28,4.40(サラダ菜)
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.16,0.21(#)(¥)
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.05,0.08(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	2	2	○			0.50,0.71(¥)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.24,0.72(#)(¥)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【0.32,0.34,0.42(#)(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.075,0.149(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.04,0.06(#)(¥)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.6	○			0.15,0.17,0.27
まくわうり(果皮を含む。)	0.5		申			0.11,0.17(¥)
みかん(外果皮を含む。)	1	1	○			0.26~0.43(n=4)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.08,0.37(¥)
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	2	2	○			0.24,0.56(¥)
ぶどう	2	2	○			0.774,0.840(¥)
その他の果実	1	1	○			0.31,0.34(¥)(いちじく)
その他のスパイス	6	5	○			1.10~2.10(n=4)(みかん果皮)
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#:使用方法を逸脱して実施された試験成績

¥:最大値を基準値設定の根拠とする

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
はくさい	2
キャベツ	0.05
ブロッコリー	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
たまねぎ	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.05
トマト	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
すいか	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	1
いちご	2
ぶどう	2
その他の果実 ^{注4)}	1
その他のスパイス ^{注5)}	6
はちみつ	0.05

注1) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙6)

農薬名 エトキサゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3	0.3	○			<0.01, 0.06(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
その他のきく科野菜	50	50	○			17.4, 32.6(¥)(きく)
にら	2		申			<0.01, 0.07, 0.70
みつば	15	15	○			3.72, 6.77(¥)
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.14(¥)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.02		0.07, 0.10(¥)
すいか		0.1	○			0.03, 0.03, 0.06
すいか (果皮を含む。)	0.2		○			0.03, 0.03, 0.06
メロン類果実		0.2	○			0.05, 0.07, 0.12
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3		○			0.05, 0.07, 0.12
まくわうり		0.2				
まくわうり (果皮を含む。)	0.2			0.20	米国	【米国メロン(0.013～0.080(#)(n=9))】 0.02, 0.04(¥)(とうがん)
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02, 0.04(¥)(とうがん)
ほうれんそう	20		申			2.76～8.76(n=6)
みかん		0.5	○			0.36, 0.69(¥)
みかん (外果皮を含む。)	2		○	0.1		0.36, 0.69(¥)
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○	0.1		0.11, 0.16(¥)
レモン	0.7	0.7	○	0.1		0.10(ゆず), 0.22(¥)(すだち)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.1		(レモン参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.1		(レモン参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.1		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.1		(レモン参照)
りんご	0.3	0.3	○	0.07		0.02～0.11(n=4)
日本なし	0.3	0.3	○	0.07		0.03～0.12(n=4)
西洋なし	0.3	0.3	○	0.07		(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2		0.07	0.20 米国	【米国りんご(0.026～0.068(#)(n=13)), なし(0.016～0.139(#)(n=9))】
びわ		0.2	○			
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	1		○	0.07		0.08, 0.26, 0.42
もも		0.05	○			
もも (果皮及び種子を含む。)	0.7		○			0.16, 0.30(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.14, 0.18(¥)
あんず (アブリコットを含む。)	0.1	0.1				※1
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.03, 0.18(¥)
うめ	0.1	0.1				※1
おうとう (チェリーを含む。)	1	1	○		1.0 米国	【0.096～0.56(#)(n=13)(米国)】
いちご	0.5	0.5	○			0.08, 0.18(¥)
ぶどう	0.5	0.5	○	0.5		0.03, 0.17(¥)
マンゴー	0.3	0.3	○			0.03, 0.10(¥)
その他の果実	0.5	0.5	○			0.12, 0.12(¥)(いちじく)

農薬名 エトキサゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.2	0.2			0.2 豪州	【<0.01~0.10(#)(n=7)(豪州)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
茶	15	15	○	15		
ホップ	15	15	○	15		
その他のスパイス	10	10	○			1.46, 3.79(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30	○	15		12.4, 21.8(¥)(しその葉)
牛の筋肉	0.05	0.05	○			<0.05(投与7日後)
豚の筋肉	0.01	0.01				(豚の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照)
牛の脂肪	0.05	0.05	○	0.01		<0.05(投与7日後)
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01	○	0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(最終投与5日後)
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.2	0.2	○			0.18(n=4)(統計学的解析)(最終投与5日後)
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.04	0.04	○			0.03(n=4)(最終投与5日後)
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(最終投与5日後)
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01				(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.04	0.04	○			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2	0.2	○			0.14(n=4)(統計学的解析)(最終投与5日後)
その他の家きんの卵	0.2	0.2				(鶏の卵参照)

農薬名 エトキサゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
はちみつ	0.05	0.05			⋮	※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1現行の基準値は当時の豪州の基準値を参照して設定したものであり、現在も豪州において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、豪州におけるあんず及びびうめの基準値は0.3 ppmに変更されている。

※2「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

エトキサゾール

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 ^{注1)}	0.3
かんしょ	0.05
その他のきく科野菜 ^{注2)}	50
にら	2
みつば	15
なす	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.2
ほうれんそう	20
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.7
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.1
すもも（プルーンを含む。）	0.5
うめ	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	0.5
ぶどう	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注5)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
綿実	0.2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01
茶	15
ホップ	15
その他のスパイス ^{注7)}	10
その他のハーブ ^{注8)}	30
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙7)

農薬名

スピノサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.1	0.1	○	1		※1
小麦	2	2		1	1.5: 米国	【0.431～0.805(n=5)(米国)】
大麦	2	2		1	1.5: 米国	【0.685, 0.858, 0.910(米国)】
ライ麦	1	1		1		
とうもろこし	2	2		1	1.5: 米国	【0.448～0.901(n=5)(米国)】
そば	1	1		1		
その他の穀類	1	1		1		
大豆	0.02	0.02		0.01	0.02: 米国	【<0.005～0.02(#)(n=7)(米国)】
小豆類	0.02	0.02			0.02: 米国	【米国えんどう参照】
えんどう	0.02	0.02			0.02: 米国	【<0.01, <0.01(米国)】
そら豆	0.02	0.02			0.02: 米国	【米国えんどう参照】
らっかせい	0.02	0.02			0.02: 米国	【<0.0010～0.005(#)(n=5)(米国)】
その他の豆類	0.02	0.02			0.02: 米国	【米国えんどう参照】
ばれいしょ	0.02	0.02		0.01		※2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02				※2
かんしょ	0.02	0.02				※2
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02				※2
その他のいも類	0.02	0.02				※2
てんさい	0.06	0.06				※2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1	○		0.10: 米国	【<0.010～0.036(#)(n=6)(米国)】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10	○	10		
かぶ類の根	0.1	0.1	○			<0.02, 0.02(¥)
かぶ類の葉	10	10	○	10		
西洋わさび	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国ばれいしょ<0.005(n=10)、ラディッシュ、てんさい0.015～0.06(#)(n=5)参照】
クレソン	10	10	○	10		
はくさい	2	10	○	2		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2	○	2		
ケール	10	10	○	10		
こまつな	10	10	○	10		
きょうな	10	10	○	10		
チンゲンサイ	10	10	○	10		
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	2	2	○	2		
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	10		
ごぼう	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、てんさい参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、てんさい参照】
アーティチョーク	0.3	0.3			0.3: 米国	【0.099, 0.133, 0.140(#)(米国)】
チコリ	10	10		10		
エンダイブ	10	10		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10	○	10		
その他のきく科野菜	10	10	○	10		
たまねぎ	0.1	0.1		0.1		
ねぎ（リーキを含む。）	4	4	○	4		
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02(¥)
にら	5	5	○			0.76, 1.78(¥)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.16, 0.17(¥)
わけぎ	1	1	○			<0.10, 0.34(¥)
その他のゆり科野菜	4	4	○	4		

農薬名 スピノサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.2	0.2	○			<0.02, 0.05(¥)
パースニップ	0.1	0.1			0.10: 米国	【米国ばれいしょ, ラディッシュ, てんさい参照】
パセリ	8	8	○			※3
セロリ	5	8	○	2		1.21, 2.01(¥)
みつば	5	5	○			1.21, 2.26(¥)
その他のせり科野菜	5	5	○			0.8, 2.6(¥)(せり)
トマト	1	1	○	0.3		0.05, 0.33(¥)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○	0.3		0.16, 0.72(¥)
なす	2	2	○	0.3		0.10, 0.59(¥)
その他のなす科野菜	10	10	○	10		
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.2		0.09, 0.11(＃)(¥)
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.2	0.3: 米国	【米国きゅうり0.009~0.07(n=6), マスクメロン0.03~0.19(n=6), サマースカッシュ<0.005~ 0.04(n=3)】
しろうり	0.3	0.3		0.2	0.3: 米国	【米国きゅうり、マスクメロン、 サマースカッシュ参照】
すいか		0.1				
すいか (果皮を含む。)	0.3		○	0.2	0.3: 米国	【米国きゅうり、マスクメロン、 サマースカッシュ参照】
メロン類果実		0.1				
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3		○	0.2	0.3: 米国	【米国きゅうり、マスクメロン、 サマースカッシュ参照】
まくわうり		0.02				
まくわうり (果皮を含む。)	0.3			0.2	0.3: 米国	【米国きゅうり、マスクメロン、 サマースカッシュ参照】
その他のうり科野菜	10	10	○	10		
ほうれんそう	10	10	○	10		
しょうが	0.02	0.02				※2
未成熟えんどう	0.8	0.7	○	0.3		0.04, 0.05, 0.33(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.3	0.3		0.3		
えだまめ	0.3	0.3		0.3		
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02(＃)(¥)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○	0.3		
レモン	0.3	0.3	○	0.3		
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
グレープフルーツ	0.3	0.3	○	0.3		
ライム	0.3	0.3	○	0.3		
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○	0.3		
りんご	0.5	0.5	○	0.1	0.5: 豪州	【0.09, 0.18(＃)(豪州)】
日本なし	0.5	0.5			0.5: 豪州	【豪州りんご, なし (0.05, 0.20(＃))】
西洋なし	0.5	0.5			0.5: 豪州	【豪州りんご, なし参照】
マルメロ	0.5	0.5			0.5: 豪州	【豪州りんご, なし参照】
もも		0.2				
もも (果皮及び種子を含む。)	1		○	0.2		0.20, 0.46(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.2		0.03, 0.13(¥)
あんず (アブリコットを含む。)	0.2	0.2		0.2		
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2	○	0.2		
うめ	0.2	0.2		0.2		
おうとう (チェリーを含む。)	0.2	0.2		0.2		

農薬名 スピノサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
いちご	1	1	○			0.34, 0.46 (#) (¥)	
ラズベリー	1	1	○	1			
ブラックベリー	1	1		1			
ブルーベリー	0.4	0.4		0.4			
クランベリー	0.02	0.02		0.02			
ハuckleベリー	0.4	0.3		0.4			
その他のベリー類果実	1	1		1			
ぶどう	0.5	0.5		0.5			
バナナ	0.3	0.3			0.25	米国	【0.0262~0.187 (n=5) (米国)】
パパイヤ	0.3	0.3					※2
アボカド	0.3	0.3					※2
パイナップル	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.02 (n=6) (メキシコ)】
グアバ	0.3	0.3					※2
マンゴー	0.3	0.3	○				0.06, 0.06 (¥)
パッションフルーツ	0.7	0.7		0.7			
なつめやし	0.1	0.1			0.10	米国	【米国プラム (0.005~0.010) (#) (n=4)】
その他の果実	0.3	0.3	○	0.2			0.07, 0.09 (¥) (いちじく)
綿実	0.02	0.02		0.01			※2
ぎんなん	0.07	0.07		0.07			
くり	0.1	0.1		0.07	0.10	米国	【米国ペカン、アーモンド (<0.040~0.061 (#) (n=5)) 参照】
ペカン	0.1	0.1		0.07	0.10	米国	【<0.0010~0.0067 (n=4) (米国)】
アーモンド	0.07	0.07		0.07			
くるみ	0.1	0.1		0.07	0.10	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.07	0.07		0.07			
茶	9	2	○・申				0.1~5.89 (n=8) (荒茶)
その他のスパイス	2	2	○	0.3			0.48, 0.88 (#) (¥) (みかん果皮)
その他のハーブ	10	10	○	10			
牛の筋肉	0.5	2		3			推 : 0.34 (農薬由来)
豚の筋肉	2	2		2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2		2			
牛の脂肪	10	10		3			推 : 9.5 (農薬由来)
豚の脂肪	2	10		2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	10		2			
牛の肝臓	2	5		2			推 : 1.7 (農薬由来)
豚の肝臓	0.5	5		0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	5		0.5			
牛の腎臓	1	2		1			推 : 0.81 (農薬由来)
豚の腎臓	0.5	2		0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	2		0.5			
牛の食用部分	2	5		0.5			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.5	5		0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	5		0.5			
乳	1	2		1			推 : 0.65 (農薬由来)

農薬名

スピノサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.1	0.1	○	0.2		0.04±0.01 (n=4) (散布後3日目) (動薬由来)/推: 0.037 (農薬由来)
その他の家さんの筋肉	0.05	0.1		0.2		(鶏の筋肉(農薬由来)参照)
鶏の脂肪	8	8	○	0.2		8 (統計学的解析) (散布後2日目) (動薬由来)/2.8±1.1 (n=4) (散布後2日目) (鶏の皮膚) (動薬由来)/推: 0.90 (農薬由来)
その他の家さんの脂肪	1	1		0.2		(鶏の脂肪(農薬由来)参照)
鶏の肝臓	1	1	○			0.53±0.23 (n=4) (散布後2日目) (動薬由来)/推: 0.067 (農薬由来)
その他の家さんの肝臓	0.1	0.1				(鶏の肝臓(農薬由来)参照)
鶏の腎臓	0.7	0.7	○			0.18±0.07 (n=4) (散布後4日目) (動薬由来)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.1				(その他の家さんの肝臓参照)
鶏の食用部分	1	1	○			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.1				(その他の家さんの肝臓参照)
鶏の卵	0.5	0.5	○	0.01		0.17±007 (n=4) (散布後7日目) (動薬由来)/推: 0.089 (農薬由来)
その他の家さんの卵	0.1	0.1		0.01		(鶏の卵(農薬由来)参照)
はちみつ	0.01	0.01				※4
干しぶどう	1	1		1		
綿実油	0.01	0.01		0.01		

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

推: 推定される残留濃度であることを示す

※1) Codex基準における米の基準値については、粳米に対する基準値であり、我が国における玄米に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRIによる評価において、玄米への加工係数が0.11と設定されているため、本剤については、粳米のCodex基準である1 ppmに加工係数0.11を乗じ、玄米の基準値として0.1 ppmを設定することとした。

※2) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※3) 参考とした米国の基準値は変更されているが、申請がなかったことから、現行の基準値を維持することとする。

※4) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

スピノサド

今回基準値を設定するスピノサドとは、スピノシンA及びスピノシンDの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.1
小麦	2
大麦	2
ライ麦	1
とうもろこし	2
そば	1
その他の穀類 ^{注1)}	1
大豆	0.02
小豆類 ^{注2)}	0.02
えんどう	0.02
そら豆	0.02
らっかせい	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.02
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	10
西洋わさび	0.1
クレソン	10
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
アーティチョーク	0.3
チコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 ^{注6)}	10
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.1
にら	5
アスパラガス	0.5
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	4
にんじん	0.2
パースニップ	0.1
パセリ	8
セロリ	5
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注9)}	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注10)}	10
ほうれんそう	10
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.8
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜 ^{注11)}	10

食品名	残留基準値
	ppm
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2
いちご	1
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	0.4
クランベリー	0.02
ハックルベリー	0.4
その他のベリー類果実 ^{注13)}	1
ぶどう	0.5
バナナ	0.3
パパイヤ	0.3
アボカド	0.3
パイナップル	0.02
グアバ	0.3
マンゴー	0.3
パッションフルーツ	0.7
なつめやし	0.1
その他の果実 ^{注14)}	0.3
綿実	0.02
ぎんなん	0.07
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.07
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.07
茶	9

食品名	残留基準値 ppm
その他のスパイス ^{注16)}	2
その他のハーブ ^{注17)}	10
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	2
牛の脂肪	10
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	2
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	1
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注19)}	2
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	1
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	8
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.7
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.5
その他の家きんの卵	0.1
はちみつ	0.01
干しぶどう	1
綿実油	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい

注20) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 ペルメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	2	2		2		
大麦	2	2		2		
ライ麦	2	2		2		
とうもろこし	2	2	○	2		
そば	2	2		2		
その他の穀類	2	2		2		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		0.011, 0.016(¥)
小豆類	0.1	0.1	○	0.1		
そら豆	0.1	0.1	○	0.1		
らっかせい	0.1	0.1	○	0.1		
その他の豆類	0.1	0.1		0.1		
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05		<0.005, 0.007(¥)
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			<0.005, <0.005(＃)(¥)
かんしょ	0.02	0.02	○			<0.004, <0.01, <0.01
やまいも (長いもをいう。)	0.01	0.01	○			
てんさい	0.05	0.2		0.05		
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.1	0.1	○	0.1		0.021, 0.023(¥)
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.5	0.5	○			0.130, 0.141(¥)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.15, 0.16(¥)
かぶ類の葉	15	15	○			4.02, 6.18(¥)
西洋わさび	0.5	0.5		0.5		
はくさい	5	5	○	5		
キャベツ	5	5	○	5		
芽キャベツ	1	1		1		
ケール	20	20	○	5		(こまつな参照)
こまつな	20	20	○			1.84, 12.5(¥)
きょうな	10	10	○			4.06, 4.75(¥) (みずな)
チンゲンサイ	5	5	○			2.38, 2.58(¥)
カリフラワー	0.5	0.5	○	0.5		0.114, 0.18(¥)
ブロッコリー	2	2	○	2		
その他のあぶらな科野菜	40	20	○・申	0.1		2.20~18.2(n=4) (オータム ボエム、なばな)
ごぼう	1	1	○			0.012, 0.11, 0.410
アーティチョーク	5	5			5.0 米国	【0.95~4.00(n=5) (米国)】
エンダイブ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(＃)(¥)
しゅんぎく	3	3	○			0.5, 1.2(¥)
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○	2		2.84~7.66(n=4) (リーフレ タス、サラダ菜)
その他のきく科野菜	2	2	○			0.92, 0.94(¥) (葉ごぼう)
たまねぎ	0.1	0.1	○			0.011, 0.014(＃)(¥) ※1
ねぎ (リーキを含む。)	2	2	○	0.5		0.258~0.982(n=4)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
にら	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
アスパラガス	3	3	○	1		0.44~1.25(n=6)
わけぎ	0.02	0.02	○			※2
その他のゆり科野菜	0.5	0.5	○	0.5		
にんじん	0.1	0.1	○	0.1		
パセリ	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02(¥)
セロリ	2	2		2		
トマト	4	1	○・申	1		0.22, 0.50, 1.56(ミニトマ ト)
ピーマン	4	4	○	1		0.434~1.52(n=4)
なす	1	1	○	1		
その他のなす科野菜	3	3	○	1		0.50, 1.10(¥) (甘長とうがら し)

農薬名

ペルメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		0.083, 0.168(¥)
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		0.112, 0.170(¥)
すいか (果皮を含む。)	0.7	0.7	○			0.10, 0.18, 0.32
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.1		0.15, 0.15, 0.18
その他のうり科野菜	2	2	○			0.415, 0.84(¥) (きゅうり参 照)※3
ほうれんそう	5	5	○	2		0.98, 1.87(¥)
オクラ	3	3	○			0.50, 1.10, 1.13
しょうが	0.7	0.7	○			<0.3, <0.3(¥)
未成熟えんどう	3	3	○	0.1		1.04, 1.26(¥)
未成熟いんげん	1	1	○	1		
えだまめ	3	3	○			0.40, 0.83, 1.04
マッシュルーム	0.1	0.1		0.1		
その他の野菜	3	3	○			(えだまめ参照)
みかん (外果皮を含む。)	3	3	○	0.5		1.02, 1.48(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○	0.5		1.08, 1.52(¥)
レモン	5	5	○	0.5		(すだち、かぼす参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○	0.5		(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	5	5	○	0.5		(すだち、かぼす参照)
ライム	5	5	○	0.5		(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○	0.5		2.04(すだち), 2.14(¥) (かぼ す)
りんご	2	2	○	2		0.74, 0.88(¥)
日本なし	2	2	○	2		0.455, 0.62(¥)
西洋なし	2	2	○	2		(日本なし参照)
マルメロ	2	2	○	2		0.4, 0.9(¥)
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	5	5	○	2		0.11~2.33(n=5)
もも (果皮及び種子を含む。)	7	7	○	2		0.49~3.38(n=5)
ネクタリン	2	2	○	2		0.51, 0.70(¥)
あんず (アプリコットを含む。)	2	2		2		
すもも (プルーンを含む。)	2	2	○	2		0.088~0.94(n=4)
うめ	5	5	○	2		2.58, 2.83(¥) (¥)
おうとう (チェリーを含む。)	7	7	○	2		0.27~2.97(¥) (n=4)
いちご	1	1	○	1		
ラズベリー	1	1		1		
ブラックベリー	1	1		1		
ブルーベリー	3	3	○			1.24, 1.38(¥) (¥)
その他のベリー類果実	2	2	○	2		0.80, 0.86(¥) (アロニア)
ぶどう	7	8	○	2		0.958~3.04(n=4)
かき	4	4	○			0.554~1.76(n=8)
キウイー (果皮を含む。)	10	10	○	2		4.054, 5.150(¥)
アボカド	1	5				※4
その他の果実	5	5	○	1		1.57, 2.54(¥) (¥) (オリーブ)
ひまわりの種子	1	1		1		
ごまの種子	2	2	○			0.4, 0.6(¥)
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のオイルシード	1	1	○	1		0.12, 0.46(¥) (食用亜麻)
くり	0.03	0.03	○			<0.008, <0.008(¥)
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		

農薬名

ペルメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	20	20	○	20		
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
ホップ	50	50		50		
その他のスパイス	15	15	○	0.05		5.04, 7.35(¥) (みかん果皮)
その他のハーブ	20	20	○			(こまつな参照)
牛の筋肉	1	1	○			【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	1	1	○			【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1	1	○			【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	1	1	○	1		
豚の脂肪	1	1	○	1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1	○	1		
牛の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1	○	0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.1	0.1	○	0.1		
乳	0.1	0.1	○			<0.08(投与7時間後)
鶏の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の脂肪	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
鶏の肝臓	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
鶏の腎臓	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
鶏の食用部分	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1	○			【鶏の筋肉参照】
鶏の卵	0.1	0.1	○	0.1		
その他の家きんの卵	0.1	0.1	○	0.1		

農薬名 ペルメトリン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦粉（全粒粉に限る。）	2	2		2		※5
小麦粉（全粒粉を除く。）	0.5	0.5		0.5		
小麦はい芽	2	2		2		
小麦ふすま	5	5		5		
大豆油	0.1	0.1		0.1		
とうがらし（乾燥させたもの）				10		
ひまわり油	1	1		1		
綿実油	0.1	0.1		0.1		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

斜線:※5のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) たまねぎについては、プロポーションナリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

※2) 複数作物の不検出確認試験結果から、わけぎの基準値を設定した。

※3) その他のうり科野菜については農林水産省からの緊急登録理由書に基づき、きゅうりの作物残留試験の残留濃度の5倍の値を用いて基準値を設定した。

※4) 現行基準は5 ppmであるが、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドにおいて設定されている基準値のうち、最も高い値が米国の1 ppmであることを考慮し、1 ppmに引き下げることとする。

※5) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

答申（案）

ペルメトリン

今回基準値を設定するペルメトリンとは、*cis*-ペルメトリン及び*trans*-ペルメトリンの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
とうもろこし	2
そば	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.1
そら豆	0.1
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	0.1
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.01
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.5
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	15
西洋わさび	0.5
はくさい	5
キャベツ	5
芽キャベツ	1
ケール	20
こまつな	20
きょうな	10
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	40
ごぼう	1
アーティチョーク	5
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20
その他のきく科野菜 ^{注5)}	2

食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	3
わけぎ	0.02
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.5
にんじん	0.1
パセリ	0.1
セロリ	2
トマト	4
ピーマン	4
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注7)}	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注8)}	2
ほうれんそう	5
オクラ	3
しょうが	0.7
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	1
えだまめ	3
マッシュルーム	0.1
その他の野菜 ^{注9)}	3
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5
もも（果皮及び種子を含む。）	7
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2

食品名	残留基準値 ppm
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	7
いちご	1
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注11)}	2
ぶどう	7
かき	4
キウイー（果皮を含む。）	10
アボカド	1
その他の果実 ^{注12)}	5
ひまわりの種子	1
ごまの種子	2
綿実	0.5
なたね	0.05
その他のオイルシード ^{注13)}	1
くり	0.03
アーモンド	0.1
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.05
茶	20
コーヒー豆	0.05
ホップ	50
その他のスパイス ^{注15)}	15
その他のハーブ ^{注16)}	20
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注18)}	0.1
豚の食用部分	0.1

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注19)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
小麦粉（全粒粉に限る。）	2
小麦粉（全粒粉を除く。）	0.5
小麦はい芽	2
小麦ふすま	5
大豆油	0.1
ひまわり油	1
綿実油	0.1

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注15) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注19) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。